（子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第九条　子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙書式	別紙書式

別紙書式

（第１片）

納　付　書・領　収　証　書

国　庫　金

子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

※令和　年度

子ども・子育て支援特別会計（番号）

内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　こども家庭庁成育局　（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

注意
1　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。
2　納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。

※　納付目的　事業主拠出金
　　取立年月　令和　年　月
　　納付場所　日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

◎　この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

別紙書式

（第１片）

納　付　書・領　収　証　書

国　庫　金

子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

※令和　年度

年金特別会計（番号）

内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　厚生労働省年金局事業企画課　（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

注意
1　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。
2　納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。

※　納付目的　事業主拠出金
　　取立年月　令和　年　月
　　納付場所　日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

◎　この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。